

### 3 再編にあたっての意見等について

#### (1) 小規模保育園における「今後の運営」に関する説明会から（保護者等）

- ・ 休園時期が決定していない中で、今後の運営に関する説明があっても不安である。
- ・ 方針は、早く決めた方がよい。見込を持ってないことが不安である。
- ・ 公立保育園でも乳児を受け入れることができないか。
- ・ 公立保育園でも早朝・延長保育ができないか。
- ・ 地区に保育園、小学校が必要なので残したい。
- ・ 合併という選択肢はないのか。
- ・ 同年齢の集団の育ちもあるが、異年齢の縦割りの育ちもある。
- ・ 小規模保育園だから入園させている。

#### (2) 公立保育園における保育士等の意見から

##### ① 子どもの減少に伴う保育への影響（小規模保育園）について

- ・ 親も子もまとまりのあるグループができる。
- ・ ゆっくり落ち着いた取組ができる。
- ・ 丁寧な保育ができる。
- ・ 大きい子は、小さい子の面倒をみて思いやりの心が育ち、小さい子は大きい子の姿をみて成長する。
- ・ 年長児(5歳児)が3・4歳児等のお世話をすることができる。
- ・ グループから外れた場合に孤独につながる。
- ・ 遊びの盛り上がり、まとまりが難しい。
- ・ 大勢にもまれる機会が少ない。
- ・ 1つのものを話し合い、協働して作りあげる遊びが難しい。
- ・ 必要以上に子どもに関わり過ぎる傾向がある。
- ・ 様々な保育士と関わる機会が少ない。
- ・ 行事の持ち方が難しい。
- ・ 保育の視点が、固定的になる。
- ・ 同じ発達段階にある子どもたちから刺激を受ける機会が少ない。
- ・ 友達との力関係が固定化しやすい。
- ・ 年長児中心の遊びとなりがちとなりやすく、3歳児、4歳児の発達段階に応じた経験が難しい。

## (2) 公立保育園における保育士等の意見から

### ② 再編にあたっての配慮について

- ・説明は、祖父母や地域にも行う方がよい。
- ・保育を通じた子どもの発達過程と支援について、分かりやすく説明を行う方がよい。
- ・小学校とのつながりを見据えた方がよい。
- ・保育士の異動先を考慮した方がよい。
- ・見通しの持てる再編の予定を伝える方がよい。
- ・支援が必要な子の保護者の意見を反映させる方がよい。
- ・保育士間で子どもの状況を共有する方がよい。
- ・適切な通園手段を確保する方がよい。
- ・休園後の保育園を有効に活用する方がよい。
- ・時間、機会を十分確保し、交流保育を行い、

集団保育の大切さを知ってもらう方がよい。  
給食を食べ、お昼寝も体験する方がよい。  
保護者同士の交流の機会を持つ方がよい。

### ③ 公立保育園の役割について

- ・子育ての相談機能を充実する方がよい。
- ・要保護児童の支援を充実する方がよい。
- ・障がいのある児童の支援を充実する方がよい。
- ・休日保育を実施する方がよい。
- ・看護師等の専門職を配置し、個別の配慮を要する子の支援を行う方がよい。

## 2 加賀市健康福祉審議会こども分科会（加賀市子ども・子育て会議）

### （1）加賀市健康福祉審議会条例

（設置）

第1条 本市の健康及び福祉施策の推進について調査審議するため、加賀市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- （1） 地域福祉に関する事項
- （2） 高齢者に関する事項
- （3） 障害者に関する事項
- （4） こどもに関する事項
- （5） 健康に関する事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、健康及び福祉施策の推進に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 保健医療関係機関又は団体が推薦する者
- （3） 福祉関係機関又は団体が推薦する者
- （4） 地域関係団体が推薦する者
- （5） 公募による市民
- （6） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（審議会委員の任期）

第4条 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、審議会委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、次に掲げる分科会を置く。

(1) 高齢者分科会

(2) 障害者分科会

(3) こども分科会

(4) 健康分科会

2 審議会は、前項の分科会の決議(審議会の会長が認める決議に限る。)をもって、審議会の決議とすることができる。

(分科会の委員等)

第8条 前条第1項に規定する分科会は、委員20人以内をもって組織する。

2 分科会に属すべき審議会委員は、審議会の会長が指名する。

3 前項の委員以外の分科会の委員(以下「分科会委員」という。)は、学識経験を有する者等のうちから、審議会の会長の推薦に基づき市長が委嘱し、又は任命する。

4 分科会に会長を置き、当該分科会に属する審議会委員及び分科会委員の互選により定める。

5 第4条の規定は分科会委員に、第6条の規定は分科会の会議に準用する。

(専門部会)

第9条 分科会に、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第10条 審議会及び分科会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は福祉担当課において処理し、次の各号に掲げる分科会の庶務はそ

れぞれ当該各号に定める業務担当課において処理する。

- (1) 高齢者分科会 高齢者担当課
- (2) 障害者分科会 障害者担当課
- (3) こども分科会 こども担当課
- (4) 健康分科会 健康担当課

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された審議会委員及び分科会委員の任期は、第4条又は第8条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

## (2) 加賀市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀市健康福祉審議会条例(平成17年加賀市条例第119号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、加賀市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問の付議)

第2条 審議会の会長は、市長の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

(分科会の所掌事務)

第3条 条例第7条第1項各号に規定する分科会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 高齢者分科会

- ア 高齢者福祉計画に関する事項
- イ 介護保険事業計画に関する事項
- ウ 公的介護施設等の計画及び整備に関する事項
- エ 地域包括支援センターの運営に関する事項
- オ アからエまでに掲げるもののほか、高齢者の福祉を推進するために必要な事項

### (2) 障害者分科会

- ア 障がい者計画・障がい福祉計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、障がい者福祉を推進するために必要な事項

### (3) こども分科会

- ア 次世代育成支援対策地域行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- イ 子ども・子育て会議に関する事項(子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務)
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童福祉を推進するために必要な事項

### (4) 健康分科会

- ア 健康増進計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

(分科会の副会長)

第4条 条例第8条第4項の会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代理するため、分科会に副会長を置くことができる。

2 副会長は、分科会の委員の互選により定める。

(専門部会)

第5条 条例第9条の専門部会(以下「部会」という。)は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

2 部会は、委員20人以内をもって組織する。

3 部会に、会長及び副会長を置くことができる。

(委員の除斥)

第6条 議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会の会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、この規則による改正前の加賀市健康福祉審議会規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の加賀市健康福祉審議会規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

#### 4 公立保育園再編基本計画 策定経過

年月日		内容
平成 26年	12月17日	平成26年度第5回健康福祉審議会こども分科会 (平成26年度第5回子ども・子育て会議) 1. 「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(原案)の作成・審議について 2. 公立保育園のあり方及び方向性について 3. 今後のスケジュール
平成 27年	1月28日	平成26年度第6回健康福祉審議会こども分科会 (平成26年度第6回子ども・子育て会議) 1. 「加賀市子ども・子育て支援事業計画」(案)の確定について 2. 公立保育園の再編計画について 3. 今後のスケジュール
	7月8日	平成27年度第1回健康福祉審議会こども分科会 (平成27年度第1回子ども・子育て会議) 1. 「健康福祉審議会こども分科会(子ども・子育て会議)」について 2. 「子ども・子育て支援事業計画」の概要について 3. 平成27年度「子育て支援施策主要事業」の概要について 4. 「公立保育園再編基本計画」策定に関する基本方針について 5. その他
	8月12日	平成27年度第2回健康福祉審議会こども分科会 (平成27年度第2回子ども・子育て会議) 1. 第1回こども分科会の質疑等から 2. 公共施設マネジメントについて 3. 再編に向けたこれまでの検討の経過とその内容について 4. その他
	9月30日	平成27年度第3回健康福祉審議会こども分科会 (平成27年度第3回子ども・子育て会議) 1. 加賀市の保育園数の変遷と今後について 2. 公立保育園の休園基準に基づく経過と今後について 3. 基礎データ等について 4. 公立保育園再編に向けた課題の整理について 5. 第2回こども分科会の質疑等から 6. その他
	11月11日	平成27年度第4回健康福祉審議会こども分科会 (平成27年度第4回子ども・子育て会議) 1. 第3回こども分科会の質疑等から

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 公立保育園の今後の運営について（説明会から）</li> <li>3. 公立保育園再編に向けた課題の整理について</li> <li>4. 加賀市公立保育園 再編基本計画（素案）について</li> <li>5. 公立保育園の再編計画（未定稿）</li> <li>6. その他 児童センターの休館日の変更について</li> </ul>
平成 28年	1月13日	<p>平成27年度第5回健康福祉審議会こども分科会 （平成27年度第5回子ども・子育て会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 第4回こども分科会の質疑等から</li> <li>2. 加賀市公立保育園 再編基本計画（素案）について</li> <li>3. その他 平成27年度子育て支援施策の実施状況について 今後のスケジュール（案）について</li> </ul>
	2月●日	基本計画(案)の決定および答申
	3月●日	基本計画の公表

### 5 加賀市健康福祉審議会こども分科会（加賀市子ども・子育て会議）委員名簿

No.	役職	氏名	団体名等
1	会長	近藤裕成	加賀市医師会
2	副会長	山下悟	加賀市社会福祉法人立保育園連合会
3	委員	福井逸子	金沢星稜大学
4	〃	河原廣子	NPO法人 かもママ
5	〃	中西修一	加賀市教育委員会
6	〃	高橋晴美	加賀市民生委員児童委員協議会
7	〃	宮林直樹	連合石川かが地域協議会
8	〃	辻豊	社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会
9	〃	角谷直樹	一般社団法人 加賀労働基準協会
10	〃	渡邊毅	加賀市区長会連合会
11	〃	酢谷恭子	加賀商工会議所
12	〃	北川ちあき	みらい子育てネット 加賀市地域活動連絡協議会
13	〃	菅谷幸一	石川県南加賀保健福祉センター
14	〃	山畑秀徳	公益社団法人 加賀青年会議所
15	〃	車佳代子	加賀市女性協議会
16	〃	山口美幸	加賀市育児サークル連絡協議会 ぴよぴよ・かが
17	〃	清水初美	加賀市PTA連合会
18	〃	山本憲一	学校法人かが学園 かが幼稚園
19	〃	水島邦夫	加賀市学童保育保護者会連合会

## 加賀市公立保育園再編基本計画

発行日	平成 28 年 4 月
発行者	加賀市健康福祉部子育て支援課
住 所	〒 9 2 2 - 8 6 2 2 加賀市大聖寺南町ニ 41 番地
電 話	0 7 6 1 - 7 2 - 7 8 5 5
F A X	0 7 6 1 - 7 2 - 7 7 9 7
E-mail	kosodate@city.kaga.lg.jp